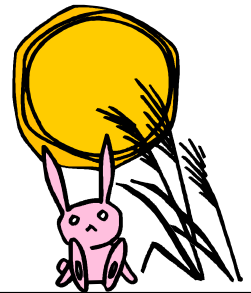


今月号のテーマ

- ・中古資産の耐用年数を再計算して償却費アップ！（余田）
- ・相続税の節税策の間違い（田中）
- ・長寿医療制度の保険料に係る社会保険料控除の適用関係について（上谷）
- ・厚生年金保険料率改定のおしらせ（本多）



中古資産の耐用年数を再計算して償却費アップ！（余田）

平成 20 年 7 月に国税庁から「耐用年数等の見直しに関する Q & A」が発表されました。

なかでも中古資産の耐用年数を簡便法により算定している会社は、**要注目**です。

簡便法とは、耐用年数の見積もりが困難な中古資産については、以下の区分に応じて耐用年数を算定するものです。

法定耐用年数の全部を経過した資産	法定耐用年数×20%
法定耐用年数の一部を経過した資産	法定耐用年数－経過年数＋（経過年数×20%）

※1 年未満の年数があるときはその端数を切り捨て、その年数が 2 年に満たないときは、2 年とします。

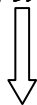
また、法人が、中古資産を取得し、その耐用年数を簡便法により算定している場合において、その後その資産に係る法定耐用年数が短縮されたときには、改正後の耐用年数省令の規定が適用される最初の事業年度において、改正後の法定耐用年数を基礎にその資産の耐用年数を簡便法により再計算することが認められています（耐通 1-5-7）。

それでは、具体例を用いて耐用年数の再計算をしてみましょう。

<例>平成 19 年 4 月に中古のデジタル印刷システム設備を取得しました。

- 取得時の経過年数 : 2 年
- 改正前の法定耐用年数 : 10 年
- 簡便法による計算 : $(10 \text{ 年} - 2 \text{ 年}) + (2 \text{ 年} \times 20\%) = 8.4 \text{ 年} \rightarrow 8 \text{ 年}$

【改正前は、耐用年数 8 年と算定】



平成 20 年度税制改正で、この設備の法定耐用年数が 4 年に短縮されたため、耐用年数を再計算します。

- 取得時の経過年数 : 2 年
- 改正後の法定耐用年数 : 4 年
- 簡便法による再計算 : $(4 \text{ 年} - 2 \text{ 年}) + (2 \text{ 年} \times 20\%) = 2.4 \text{ 年} \rightarrow 2 \text{ 年}$

【改正後は、耐用年数 2 年と算定】

中古資産の耐用年数の短縮は、償却費のアップにつながり、資金の早期回収が可能となります。

是非一度、固定資産台帳から、過去に中古資産を取得していないかどうか見直して下さい。

詳しくは、弊社スタッフまでお問い合わせ下さい。

相続税の節税策の間違い（田中）

先日、「父の財産について相続対策をしたい」とご長男が相談に来られた際、次のような相談を受けました。

「自宅を売った場合の3,000万円控除を利用して父の財産を私に譲渡して節税したいのですが…。」
今回のケースでは間違いが2つあります。

まず、父の財産を長男が買って節税にはなりません。

父の「自宅」という財産が「現金」に変わったに過ぎないからです。無税で譲渡できるから節税になるだろうと安易にお考えになられたのでしょね。

もう一つは、親子間の売買では3,000万円控除は適用できません。

この制度が適用できるのは第三者に譲渡した場合のみで、親族間での売買には適用がないのです。特例には諸々の要件があるのが通常です。

このような間違いをしないためにも、ご遠慮なく我々にご相談下さい。

長寿医療制度の保険料に係る社会保険料控除の適用関係について（上谷）

今年4月から実施されている長寿医療制度(以前は「後期高齢者医療制度」と呼ばれていましたが、「この名称は75歳以上の方に失礼」ということで名称変更となりました)、何かと話題ですが、実はこの制度、税務にもちょっとした波紋を呼んでいます。

長寿医療制度においては、原則としてその保険料は年金から天引きされています。この場合、その保険料を支払った者は「年金の受給者自身」であるため、その年金を受取っている方々に社会保険料控除が適用されることになります。

しかし今般改正が行われ、今年10月以降の保険料については市区町村等へ一定の手続きを行うことで、本人以外の配偶者や子供が口座振替によって支払うことが可能になり、本人以外の支払者にも社会保険料控除が適用できるような策が講じられました。但し、本人以外の口座から口座振替する場合には条件があって、

『年金収入が180万円未満で、その被保険者の世帯主又は配偶者の口座から口座振替により納付する場合』

に限り可能となっています。

このように、年金から天引きされた場合と、世帯主または配偶者が口座振替により支払う場合では、社会保険料控除が適用される方が変わるため、世帯全体で見たときの所得税・住民税の負担額が変わる場合があります。

詳しくは、弊社スタッフまでお問い合わせ下さい。

厚生年金保険料率改定のおしらせ（本多）

平成20年9月分から厚生年金保険の保険料率が改定されます。

一般の被保険者の方は **14.996%→15.350%**（本人負担は7.498%→7.675%）となります。

9月分給料（10月納付分）で保険料を徴収する際に変更されます。また、9月に賞与を支給される場合にも、新しい保険料率で徴収となりますのでご注意ください。

また中小企業の大部分が加入されている健康保険である“政府管掌健康保険（政管健保）”の運営が10月より社会保険庁から“全国健康保険協会（協会けんぽ）”に変わります。

健康保険関係のお届けについては受付窓口が変わりますので、10月以降の申請書・届出書の提出先にはご注意ください。